

22— 家族・養育者に声掛けを行う

はじめに

乳児死亡調査員の、乳児死亡現場における最後の仕事は、現場を去る前に家族を支えることである。彼らの喪失に対し心から哀悼の意を表し、辛い時期にご協力いただいたことに対し、家族・養育者に感謝の言葉を伝える。

再現作業に伴う個人的心情を重んじる

死亡調査員は、現場再現という困難な作業を実施する際には、誠実な態度で当たらなければならない。現場再現というものは、個人が今まで経験した中で最も困難な作業の一つである。死亡調査員の共感と同情があって初めて、再現参加者は安心して再現作業を行うことができる。

再現の重要性を強調する

再現の重要性を強調する

再現によって、法医/病理医に剖検前に就寝環境を可視化して示すことができる。寝かされた際と発見された際の姿勢をデジタル撮影することによって、法医/病理医は二つの異なる就寝姿勢と就寝環境全体を比較できる。これは再現協力者のおかげである。デジタル撮影された記録は徹底的な乳児死亡調査の不可欠な一部である。

この時点で、進行中の調査過程を説明した情報シートを配布する

死亡調査員は、この時点で家族や養育者が持っているどんな疑問にも答えるよう心からの気遣いを示すことが重要である。乳児死亡現場の再現作業中、家族や養育者は感情的になっており、極度のストレスを感じており、混乱から不信までの様々な感情を経験している。

死亡調査員は、大まかな死亡調査の進捗、家族の役割、最終的な監察医・検視官の報告および死亡証明書の正式な写しがどのように入手できるか、そしてこの作業にどれだけの期間がかかるのかの合理的な予測を示した情報シートを家族に渡すことが望まれる。

この時点で、家族の役割についても説明する。

- ・ 説明例：この時点での家族の役割は葬儀場を選択することであり、愛する家族の死後の痛いの取り扱いについては監察医・検視官に任せてあることを、葬儀場に告げることである。

家族・養育者には、監察医・検視官の調査状況を伝える。

- ・ 家族に、遺体は法医/病理医の剖検を受けるため、監察医・検視官の事務所に搬送されることを告げる。
- ・ 家族に、州法は監察医・検視官にこのような剖検を行うように規定していることを伝える。
- ・ 必要であれば、家族に、監察医・検視官報告の写しの入手方法を伝える。
- ・ 家族に、死亡診断書の正式な写しの入手方法を説明する。

正式な報告書が発表されるまでのタイムテーブルを提供する

最終版の報告書の発表のタイムテーブルは、管轄ごとに多少異なっているであろう。監察医・検視官から報告書が出されるまでの所要期間の予測を、家族に伝えることは重要である。このタイムテーブルは、乳児死亡現場で、死亡調査員が渡す家族への情報書簡に、記載されていなければならない。

家族に事務所の連絡先電話番号を伝える

このデリケートな時期において、家族・養育者は死亡調査員が現場を去ってから多くの疑問を持つ可能性がある。家族が現場調査後に、監察医・検視官または法医学的死亡調査員に質問したいことがあった場合に連絡が取れるよう、連絡先担当者の氏名、ならびに電話番号を伝えておく。

出来事の大きさについて理解を表明する

家族のもとを去る時は、この出来事の大きさについて理解を示さなければならない。乳児死亡現場の再現作業に参加することは、家族にとっては大変なことである。対立的な態度をとることなく、共感的な態度で接することにより、彼らを支援し安心感を与えることができる。退出前に、再度協力への感謝を述べる。

家族・養育者に、疑問があればいつでも質問が出来ることを伝える。

家族・養育者に質問を促し、再現の目的は、乳児に何が起きたのかを家族に説明できるようにすることだと強調して、安心させるよう努める。この再現作業によって、彼らは調査に協力することとなり、そのことが死因と死亡態様の解明の一助になるのである。

家族・養育者に提供する、家族への情報書簡例

監察医局を代表して、我々はご家族を亡くされたことに対し深い哀悼の意を表します。

この書簡は、この時点で発生すると思われる疑問のいくつかにお答えするものです。監察医局は州法により、公共の健康及び安全を脅かす可能性のある、突然の暴力的な原因による死亡、または予期せぬ死亡があった場合は、全てこれを調査することを求められています。

調査について

- I. 赤ちゃんは剖検のため、監察医局に搬送されます。剖検の範囲は、法医学者が死因および死亡態様を解明するために必要と判断したところによります。
- II. 検査はすべて当該監察医局内で行われます。
すべての問い合わせ先は郡監察医局、電話番号 555-555-1212までとなります。

御家族の役割:

葬儀場を選択し、連絡を行なってください。葬儀社は、ご家族のために必要な手続きを行ってくれることでしょう。

監察医報告書および死亡診断書:

- I. 通常、我々の剖検報告書が書き上がり、死体検案書が作成されるまでには4～6週間を要します。稀にそれ以上かかる場合もあります。
- II. この報告書の写しを入手するには、監察医局 555-555-1212まで、月曜日～金曜日、午前 8:00から午後4:30 の間にご連絡ください（報告書は有料です）。
- III. 殺人事件であった場合の報告書は我々の局を通じてではなく、検察官を通じて発行されます。
- IV. 死亡診断書は郡人口動態統計局から発行されます。葬儀社に必要部数を伝えてください。葬儀社が代理申し込みをすることになるでしょう。

死亡調査に関してのお問い合わせがある場合は、ご遠慮なく監察医局555-555-1212までご連絡ください。

改めて、お子様を亡くされたことに対し、深い哀悼の意を表します。

Katie L. Hargrave, F-ABMDI..
Chief Investigator.

要約

ディスカッションを行うための質問

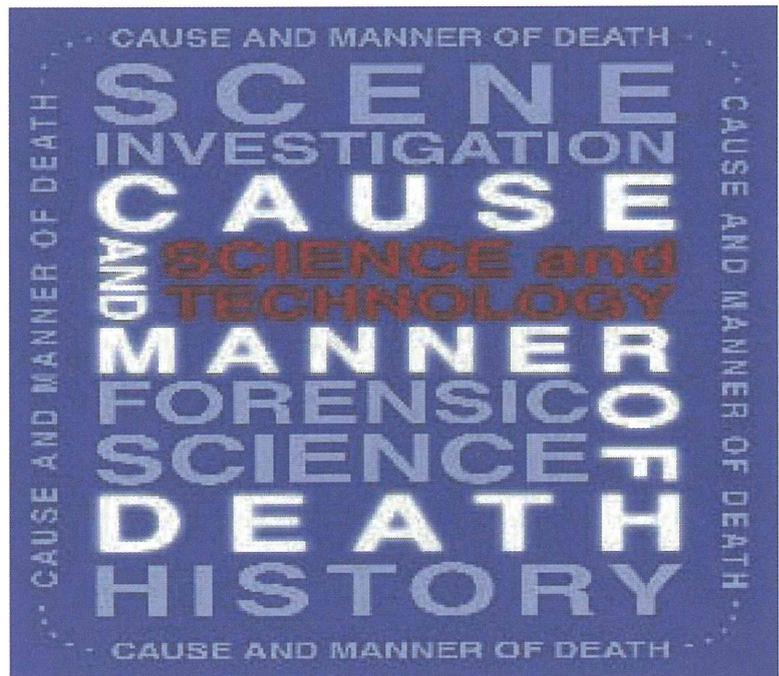
1. 乳児死亡現場を再現することが、死亡調査全般において重要な理由は何か？
2. 乳児死亡現場の再現を、手順を追って段階的に論議せよ。それぞれの参加者（プレイサー・ファインダー）の重要性につき、明確にせよ
3. 人形の役割を家族・養育者に説明することが、なぜ重要なのか？
4. 徹底的な死亡現場調査の遂行のために、死亡調査員が必要とする補助資料、ツール、および装備を明らかにせよ。

理解度確認のための例題

1. 乳児死亡現場再現の目的は、下記の状況を記録することにある。
 - A. 乳児の就寝環境全般
 - B. ファインダーの情報
 - C. プレイサーの情報
 - D. 乳児が最後に寝かされた・発見された就寝環境
2. 乳児死亡現場再現を実施する際、死亡調査員は最後に寝かされたたとされる様子を誰に再現するよう依頼すべきか？
 - A. 母親
 - B. プレイサー
 - C. ファインダー
 - D. 父親
3. 乳児死亡現場調査で、いくつ再現が必要か？
 - A. 1つ。乳児の最後とされる就寝姿勢を記録する。
 - B. 1つ。乳児が発見された姿勢を記録する。
 - C. 死亡を取り巻くイベントの記録のために、調査員は2つの再現を行わなければならない。
 - D. 再現は必要ない。徹底的な調査には言葉による説明で十分である。
4. 乳児死亡現場再現中、調査員は乳児が発見された際の姿勢を、誰に再現するよう依頼すべきか？
 - A. 母親
 - B. プレイサー
 - C. ファインダー
 - D. 父親
5. 死亡調査員がファインダーにすべき最も重要な質問を、以下のうちから1つ選べ。
 - A. 乳児に最後に食事を与えたのはいつか？
 - B. 乳児はひとりで就寝していたか？
 - C. 乳児はいつ寝かされたか？
 - D. 乳児が無反応で発見されたのはいつか？

chapter 8

第八章



Bruce Levy, M.D.
Jeffrey Jentzen, M.D.
Steven Clark, Ph.D.

— 剖検施行前に報告されるべき事項について

現場で得られた知見を法医/病理学者に報告するために

- ユニット23: 死亡事例情報の記録について
- ユニット24: 就寝状況および直近の周辺環境の記録について
- ユニット25: 乳児の医学ヒストリーの記録について
- ユニット26: 家族情報の記録について
- ユニット27: 体表面診察の記録について
- ユニット28: 法医/病理学者提出用のナラティブ(口述的)な報告書の作成について

司法解剖は現場調査の段階で既に始まっている。懸案となっている医学的問題について理解することなしに、すぐにでも患者の手術をしようとする医師はいないはずである。手術中に問題を発見しようとの期待を抱き真っ先に手術を行うことは、今日の医学界では受け入れ難い。現場情報という極めて重要な情報なしに剖検を行うことは、法医学者が専門家として同じ間違いを犯していることと同じことである。本章では、法医/病理学者に渡されるべき剖検前報告書に記載すべき、死因や死亡態様を確定していくために、極めて重要とされる情報に焦点を当て述べる。



はじめに

米国監察医協会 (NAME : The National Association of Medical Examiners) は死亡現場調査を、法医学剖検実施基準の一部に含めており、法医学者は一般的に一連のデータを、SUIDIに関する死因および死亡態様の判断に不可欠なものと位置付けている。本章では、現場で収集することが必要な重要要因、およびナラティブ（口述）な報告書を記載する際の内容と作成法について述べる。SUIDI トップ25と呼ばれる重要要因は、SUIDI報告書の“法医/病理医向け要約”のセクションに記載されている順に述べる。さらに、口述報告書の基本書式を報告記入例とともに示す。

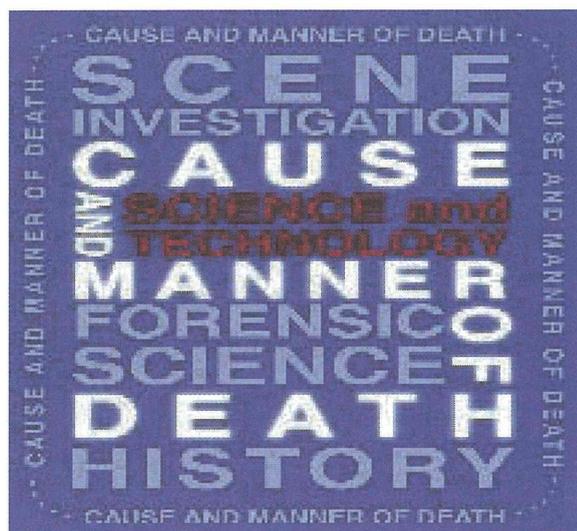
補助的資料

1. SUIDI Top 25 のリスト (補足資料B)
2. SUIDI 報告様式
3. Medicolegal Death Investigation Log (SUIDI). <http://www.mdilog.net>.
4. Forensic Autopsy Performance Standards. Atlanta, Ga: National Association of Medical Examiners. 2005. <http://www.thename.org>.

本章のねらい

本章を通じて、受講者は下記の目標を到達することが望まれる。

1. 事例情報を記録できる
2. 就寝環境の記録ができる
3. 乳児の医学ヒストリーを記録できる
4. 家族情報の記録ができる
5. 体表面診察を記録できる
6. 法医/病理学者提出用のナラティブ（口述的）な報告書を作成できる



23 — 死亡事例情報の記録について

はじめに

本ユニットは法医/病理学者に提出する、剖検前報告書ならびに全般的事例ファイルに記載する、死亡現場ごとの全般的な事例情報記録の概要を述べる。調査機関名および所在地、死亡調査員の氏名、調査事例番号、および死亡乳児の氏名、生年月日、死亡宣告日時を含む基本情報を調査開始日時とともに記載する。この“全般的”事例情報は、法医/病理学者への報告前に、各死亡現場において収集、検証しなければならない。

事例の一般的情報を記録する

死亡調査員の氏名

剖検前報告書に記載された他の死亡調査員、警察官、または法関係者等の情報を入手し、確認する必要があるかもしれない。その場合のため、すべての公式文書に死亡調査員のフルネームと連絡先を記載しておくことが重要である。

所属機関及び電話番号

複数機関が調査を行う事例は少ないが、米国では国策として、様々な郡の間で事例情報を共有することを促進しようとしている。各死亡調査員の機関および電話番号が記載されていれば、提出されたすべての事例情報を収集し、分析することができる。

調査日時

調査が実施された日時はできるだけ正確に記録しなければならない。死亡調査員は24時間式の時刻表示を使用し、00時00分（深夜）をもって新しい日付が開始することを確認しておく。

事例番号

各管轄区または機関は、独自の死亡調査事例付番システムを有しているが、死亡調査員は該当する事例の事例番号を記載することが重要である。警察、医療、法律関係者が事例情報や報告書を参照する場合、事例番号がその問い合わせの鍵となる。

死亡者名(姓、名)

死亡調査員は、死亡者のフルネームを綿密に検証し、姓（“家族名”またはラストネーム）を先に記載する。

生年月日

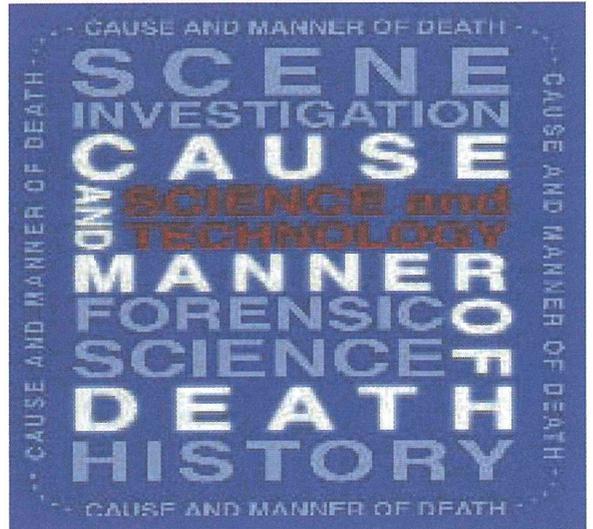
乳児早期は、その死因に月齢が密接に関連する機会が多いため、死亡調査員は該当の乳児の生年月日を確認することが極めて重要である。

死亡宣告日時

乳児が死亡宣告を受けた日時は、できる限り正確に記載する。この情報は、調査日と合わせて、乳児の死亡にまつわる重要な出来事を示したタイムラインを作成するために使用される。死亡調査員は24時間の時刻表示を使用し、00時00分（深夜）をもって新しい日付が開始することを確認しておく。

調査データ			
死亡乳児情報	性	名	症例番号
性:	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	住基ネット番号#
人種:	<input type="checkbox"/> 白人 <input type="checkbox"/> 黒人/アフリカ系 <input type="checkbox"/> アジア系 <input type="checkbox"/> インディアン/アラスカ系 <input type="checkbox"/> ヒスパニック/ラテン系 <input type="checkbox"/> その他	年 / 月 / 日	月齢
死亡乳児の現住所:	郵便番号	住所	
インシデントの発生場所:	郵便番号	住所	

図 8.1: SUIDI報告書の人口動態的情報についての記載部位



24

unit

就寝状況および直近の周辺環境の記録について

はじめに

本ユニットの目的は、乳児の不詳死のリスク因子と思われる既知の状況を詳細に述べることにある。多くの事例で、これらのリスク因子は乳児の環境の急変や、就寝時に乳児の顔を塞ぎうるもの（掛け物/敷き物等）と関連している。本ユニットでは、様々な形態の窒息、就寝時に乳児の顔を塞ぎうるもののタイプ、そして死亡調査員の観点からの様々な環境上の危険につき、レビューを行う。すべてのトピックは簡潔に記載されており、法医/病理学者に報告するための記載方法について言及されている。

窒息の可能性のある事象につき記録する

覆いかぶさり

覆いかぶさりとは、通常成人が乳児と同じ寝床を共有している場合に起こり、無意識に就寝中に乳児の上に“寝返り”し乳児を窒息させるものである。死亡調査員は、誰かが乳児と添い寝していなかったかを確認し、その人物を記録し、その人物のおおよその体重、身長、および年齢も記録する。死亡調査員は、乳児の発見時の姿勢と、乳児と一緒にベッドにいた人物を、再現人形を用いて記録しなければならない。再現写真は法医/病理医が死因を判断するために役立つ。

嵌まり込み

嵌まり込みとは、通常乳児が物の間に“はまりこんだ”場合に起こる。これは、乳児がマットレスの寸法が合っていないベビーベッドや、“詰め物が多すぎる”クッションのあるカウチソファに寝かされた際に生じる。覆いかぶさり同様、人形を使った再現が法医/病理医にとって必須である。もちろん、寝かされた時点と発見時点の姿勢の写真は重要だが、嵌まり込みが疑われる事例では寝床、周辺物（枕、クッションなど）の写真を撮影することも必要で、合わせて死因を同定するためには、その物同士（マットレスとベッド枠、クッションとクッション、マットレスと壁の距離など）の状態について計測することも必要である。

窒息

窒息は乳児の気道に何かが目詰まりした際に生じる。乳児の口に入るほど小さいものには全て窒息の潜在的危険性がある。死亡調査員は、乳児が死亡前に何をしていたか、どのような行動をとっていたかを聞き、窒息の危険を呈するような物が周辺になかったかどうかを、調査しなければならない。質問への回答は記録し、乳児の周辺や近くに置かれていた物を撮影しておく。

鼻口の閉塞

乳児の顔の上に置かれたか、押し付けられていたものは、潜在的に窒息の危険がある。これは就寝中に起こるとは限らない；乳児は枕の上で横にされて窒息することもあるのである。就寝環境（枕、縫いぐるみ、毛布などを含む）の写真記録と、寝かされた時点と発見した時点の姿勢がわかれば、鼻口閉塞の可能性があったかどうかの判断に役立つ。

呼気の再呼吸 (Rebreathing)

再呼吸は、寝具や衣類によって生じた“窪み”や閉鎖空間に、乳児の顔（鼻および口）が、押し込まれた際に生じる。このような事例では、発見時の姿勢および就寝時の環境が重要である。

頸部圧迫

無意識の窒息に類似し、頸部圧迫は様々な原因で発生する。カーシートや、頸部の支えの不十分な“乳児用”揺り椅子に座らされた未熟児が、頸部圧迫により窒息を起こした例が知られている。乳児の頭部は、頸部圧迫を起こすに十分な重さがある。再現人形を用いて、座らされた時点と発見された時点の姿勢、また乳児が発見時に座っていた器具を撮影しておくこと、法医/病理医の調査の一助にもなる。

浸水

浸水または溺水は、乳児が付き添いなくバスタブに残された際によく起こるものである。両親に面接し、死亡状況を記録することで、法医/病理医に死因確定に必要な情報を提供することができる。この事例の死亡態様は、通常、“最後に生きている乳児を見た人物”に対して行なった現場面接の回答内容によって決定づけられる。

寝床の共有について記録する

成人との共有

この習慣は多くの家庭で見られるものであるが、乳児と一緒に寝ている成人（両親や養育者以外）は、添い寝をさせる子どもを危険に曝す場合がある。覆いかぶさりでは、人形による再現が必須である。しかし、乳児を寝かしつけた人物、および乳児が死亡しているのを発見した人物への面接の方が、死因解明にはより重要である。成人の多くは、自分が乳児の上に乗りがかった可能性があることを認めながらなかったり、自分の子どもと一緒に寝入ったことを単に覚えていないこともある。発見状況、寝床を共有していた成人の年齢、および体重の記録は、このような事例では必須である。

子どもとの共有

成人と同様、他の子どもと一緒に寝ている場合も、同じ問題が生じる。死亡調査員は、家庭内のほかの子どもの就寝場所を尋ねる必要がある。家庭内の寝床の数および子どもの人数を数える。ほかの子どもがその乳児と一緒に寝ていた場合、死亡調査員は、その子どもの年齢と体重を記録し、人形による再現を行い撮影する。

ペットとの共有

ペットが乳児を窒息させたことを示唆するエビデンスはほとんどないが、死亡調査員は家庭内にペットがいたかどうか、ペットが乳児の就寝場所に近づけたかどうかを調べておく。

就寝状況の変化を記録する

姿勢の変化

就寝姿勢の急激な変化は不詳死の大きなリスク要因と考えられる。死亡調査員は養育者に、乳児の就寝姿勢を過去24時間以内に変えたかどうかを尋ねる。この結果は記録して保存する。

就寝場所の変化

死亡調査員は養育者に、発見された場所で乳児がいつも就寝していたのか、普段は他の部屋や場所で就寝していたのかを尋ねる。

寝床の変化

死亡調査員は養育者に、乳児が発見された寝床またはベッドは、乳児が通常就寝していた寝床かどうかを尋ねる。例えば、両親は乳児が通常はベビーベッドで寝ていたが、死亡直前は珍しくぐずったので一緒に寝かしつけた、と答えるかもしれない。

異常高熱または低体温をきたした可能性のある事象につき記録する

過剰なおくるみ・毛布のかけすぎ・衣類の着せすぎ

乳児の過剰なおくるみ・毛布のかけすぎ・衣類の着せすぎは、異常高熱を起こすことがある。死亡調査員は発見時に乳児が着せられていた生地等の量を記録する必要がある。生地撮影および部屋の室温および関連の湿度の記録は、過剰暖房が死因の可能性のある事例では、法医/病理医に提供すべき重要な要素となる。

暑い、または寒い環境温

乳児を直射日光下や、暑い日に駐車中の車に放置したり、または火またはヒーターに近すぎるところに置くと、異常高熱を起こすことがある。逆に、乳児を冬の天候の下、野外の駐車中の車に適切な衣類を着せずに放置すると低体温になることがある。このような事例では、現場撮影、外気温の記録ともに、この状況で放置された時間を記録することが重要になる。

環境の危険要素を記録する

一酸化炭素

乳児は年長者に比べて一酸化炭素の影響を受けやすい；従って、現場調査には一酸化炭素ガスを発生する器具の調査も含めなければならない。ポータブル暖房機、薪ストーブ、および加熱炉などは全て検証が必要である。夏の間使われなかったこれらの器具が使われ始める秋には特に重要である。直近にある器具は全て撮影し、運転状況を記録する。

化学洗剤およびスプレー

家庭内で使用されている危険な化学薬品やスプレーは、全て使用状況と場所を調査する。これらの置き場所を、乳児のいる環境と関連付けて、記録し撮影する。

その場で稼働中の電気および器具

露出したワイヤー、延長コード、およびその他の、乳児の生活および就寝する場所で稼働中の電気器具を、記録し撮影する。

違法薬物および煙草の煙への暴露

当然、違法薬物に暴露した乳児は記録し、警察の捜査を受けるべきである。加えて、煙草の煙への暴露はSIDSの既知のリスク要因であり、記録し法医/病理医に伝えられなければならない。

結束帯(コード、ひも、電気コード・ワイヤ)

乳児の体に絡みつくようなものは、全て結束帯になる可能性のあるものとして調査する。そのような物があれば撮影して記録し、観察された物と乳児のいた場所について、関連付けて尋ねておく。

安全ではない就寝状況につき記録する

柔らかい・でこぼこした・窪んだ寝床

窒息のセクションでも述べたように、乳児の寝床を観察し、一般的な硬さや状態であるか確認しなければならない。撮影写真とその説明記録は法医/病理医に報告されなければならない。

破損した状態であったり、児の体格とあっていないベビーベッド・ベッド・マットレス

破損した状態であったり、児の体格とあっていない就寝用家具が使用されていた場合、嵌まり込みその他の窒息の可能性があったかどうか、調査を行う必要がある。家具の写真、ならびに不整合や破損によって生じていた隙間の計測値を記録し、法医/病理医に報告を行う。

古びた、裂けた、シミのある、不潔な、湿った寝具

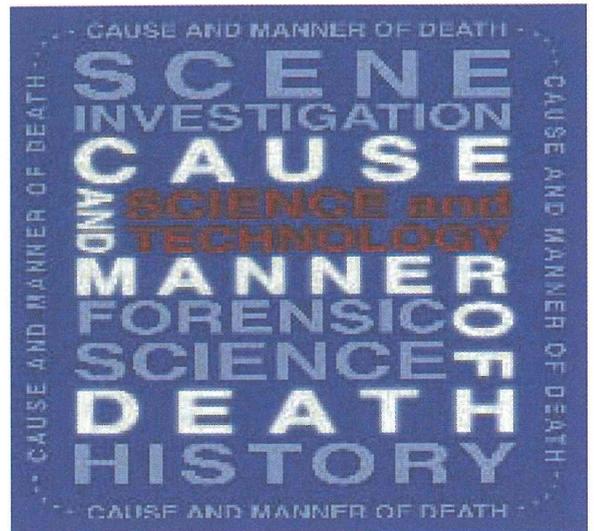
寝具とその状態を撮影し、法医/病理医への現場報告書に記録を行う必要がある。

睡眠環境

■ 調査によって下記のいずれが該当すると示唆されたかチェックせよ：
はい いいえ

- 窒息 (例、何かがかぶさった、何かに嵌り込んだ、チョーキング、口鼻異物、頸部圧迫、溺水)
- 睡眠時かけものを成人、他の子ども、ベットと共用していた
- 睡眠環境の変化があった (普段とは違う姿勢、場所、かけもの)
- 高体温/低体温 (例：かけものをかけすぎ、着せすぎ/着せなさすぎ、環境温が高すぎ/低すぎ)
- 危険な環境下であった (例：一酸化炭素、NOXガス、化学物質、薬物やその器具)
- 安全ではない睡眠環境 (例：ソファ、ウォーターベッド、ぬいぐるみ、枕、柔らかいベッド)

図 8.2: SUIDI報告書の就寝環境についての記載部位



25 unit

乳児の医学的ヒストリーの記録について

はじめに

本ユニットは、乳児の世話をしていた様々な人物や、医療を提供していたさまざまな人物に回答してもらうべき、具体的な質問を幅広く概観する。死亡調査員は、法医/病理学者に渡すプロフィールを作成するため、最近および過去のすべての情報収集に努める必要がある。ある種の内因死や、特定の外因死、たはALTEの既往は、意図的な窒息の可能性や何らかの慢性疾患の存在があることを考慮する必要がある。診断がつかない疾病で、医療機関の反復受診歴があれば代理によるミュンヒハウゼン症候群の可能性が提起される。転落または損傷のヒストリーが近々にあった場合、事故による外因死を示唆する場合もあるが、意図的損傷の疑いが提起されることもある。白土の摂取、コインラビングなどの宗教的、文化的、または民族的治療は、損傷を生じることや、場合によっては死に至ることもある。乳児のヒストリーが、死因の可能性のある特定の疾患や状態を示唆している場合は、法医/病理学者に知らせることが不可欠である。

食事

死亡調査員は乳児が最近（死亡前24時間以内に）、初めての食物または液体を口にしたかどうか確認しなければならない。食物アレルギーの可能性および月齢および子どもの発達に不適切な食物の使用がなかったかどうかを考慮する必要がある。法医/病理医が評価を行うために、面接の際の発言記録や、現場から収集された食物のサンプルを含める必要がある。

最近の入院

乳児が最近、疾患の医療評価を受けたかどうかの情報は、法医/病理医にも極めて必要な情報である。自然死（内因死）であっても同様である。記録には、最近（死亡前24時間）の受傷や罹患、待機手術や緊急手術の有無、入院回数、およびその理由が含まれる。連絡先電話番号を聴取しておき、フォローアップが必要な場合に備えて、法医/病理医にも報告しておく。

以前に受けた医学診断

出生異常、脳性まひ、反応性気道疾患（喘息）、成長障害、最近の外傷、嚢胞性線維症または癌などの慢性疾患につき調査、記録を行い、剖検前に法医/病理医に報告する必要がある。

乳幼児突発性危急事態（ALTE）

死亡調査員が確認を試みるべき無呼吸には数種類ある。医学的無呼吸は通常何らかの気道閉塞が関係している。環境による無呼吸は、乳児がベッドと壁またはマットレスとベッド枠のような二つの物の間に挟まれた場合に起こることがある。どちらも調査のうえ記録し、剖検前に法医/病理医に報告する必要がある。乳児が痙攣の精査を受けていた場合は、医師または病院救急部から医学病歴を聴取する。精査には、身体診察所権、CTスキャン・MRI、および網膜検査が含まれる。死亡調査員は、法医/病理医の検証用に、医学的ヒストリーの写しを入手するよう努める。

診断未確定の医学的状態へのケア

緊急に医療的ケアを養育者が求めるようなイベントを乳児が起こしたが、結果として有意な医学的所見も、明らかな疾患も発見されなかった場合は、死亡調査員はこの経過を記録しておく。

最近の転倒、またはその他の損傷

乳児を抱いた状態での成人の転倒

死亡調査員は、乳児を抱いて運ぼうとしているときに転倒した者はいないかを両親に尋ね、その転倒の際に乳児が頭部を打たなかったか確認しておく。記録には、乳児が衝撃を受けた可能性のある面の写真および記述内容を含める。場合によっては、転倒した高さを計測しておくとな法医/病理医の参考になる。

床面などに転落した乳児

乳児が硬度を問わず、床面などに転落した場合は、この経過も記録、撮影、計測する。転落の発生時期も記録しておく。

転倒または損傷後の乳児の行動

死亡調査員は、転倒または損傷発生後の乳児の行動または活動レベルを、養育者に説明するよう求め、治療を受けたかどうかを確認する。転倒および受療の記録は、法医/病理医に伝え、また事例報告書にも記載しておく。

宗教的、文化的または民族的治療

死亡調査員は、乳児がなんらかの薬草治療などを受けていたかを確認するよう努める。記録には、治療の種類および投与方法、用量、および投与頻度に関して、面接によって語られた発言を記載する。また、法医/病理医による評価には、薬草治療の“標本”が必要な場合がある。治療によっては、実際に身体症状が出現するものもあり、死亡調査員は法医/病理医の評価のために、外表面に普段は見られない痕跡があれば記録および撮影を行う。

SIDS以外の自然死

死亡調査員は、乳児の死に直接または間接的に影響した可能性のある先天異常、もしくは家族内の遺伝疾患や先天異常の有無につき、確認し記録しておく。この情報を剖検前に法医/病理医に伝えることにより、法医/病理医はこのような疾患に注意し、剖検中に評価し、その疾患と診断するために必要な具体的な検査の指示を行うことができ、またその疾患が死亡原因になったかどうかを結論づける際に役立てることができる。

死亡調査員は、乳児がMCAD、PKU、G6PDなどのなんらかの代謝異常があったかどうか確認するよう努める。面接の記録に加え、乳児の主治医の連絡先も、剖検前に法医/病理医に伝えておく。

未熟児合併症

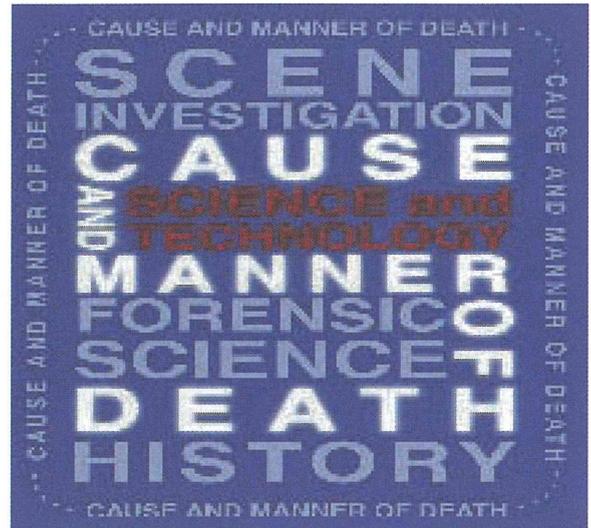
出産予定日前に出生した乳児は、様々な健康問題のリスクに曝される。死亡調査員は、その子どもが早産児かどうかを確認し、その情報を法医/病理医に伝える。記録には、必要であれば実母および乳児の主治医の連絡先も加える。未熟児出生もSIDSのリスク要因の一つである。

感染症

死亡調査員は、乳児が細菌またはウイルスによる感染症（細気管支炎など）に罹っていたか、暴露していたかどうかを記録し事例ファイルに、その徴候や症状を記録して剖検前に法医/病理医に報告する必要がある。

死亡児の病歴	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 食事 (例：離乳食の導入等)
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 最近の入院
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 何らかの診断が下されていた
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ALTEの既往 (例：無呼吸、痙攣、呼吸困難)
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 診断はされていないが治療されていた。
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 転落やその他の損傷の既往
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 宗教的、文化的、民族的な民間療法
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> SIDSを除く自然死 (例：先天異常、周産期合併症)

図 8.3: SUIDI報告書の乳児の医学的ヒストリーについての記録部位



26 — 家族情報の記録について

はじめに

本ユニットは、剖検前情報として極めて重要と判断すべき、直近の家族情報および家族ヒストリーに関して詳述する。臓器提供の申し出があった場合や、剖検に対して拒絶反応を示した場合などの際には、剖検手続き開始前に法医/病理学者に伝える必要がある。また、家族情報の記録や報告の記載法についても記載している。

過去の同胞の死亡情報

過去にきょうだい（生物学的かどうかを問わず）の死亡例があれば、その原因とともに記録する。QT延長症候群などの遺伝性疾患は、突然死を引き起こすことがある。このような疾患またはこれらの疾患による突然死に関する家族ヒストリーを記録する。その他の過去のきょうだいの死亡は、殺人による可能性もあり、記録しておく必要がある。

警察や児童相談所との接触歴情報

警察

死亡調査員は現場にいる警察官に、最近この場所に訪問したことがあり家族を知っていたかどうかを確認すべきである。警察署の多くは警察官の派遣記録を保存している。過去にこの家庭内で何らかの問題が発生していれば、現場にいる警察官がその接触歴について把握しているか、その警察官自身が訪問していた可能性がある。記録には警察官の氏名、連絡先、日付および接触した理由を記載しておく。

児童相談所

死亡調査員は、地元の児童相談所のケースワーカーが家族と接触した既往があるかどうかを確認する。死亡調査員は現場の警察官に、その住居にケースワーカーが呼ばれたことがあったかどうかを知っているか、確認する。関わりがあった場合、児童相談所が関わることとなった原因、どのような措置がとられたか、およびフォローアップが予定されていたかどうかなどを、すべて記録する。結果は全て法医/病理医にも報告する。

組織提供または臓器提供に関する要請に関する情報

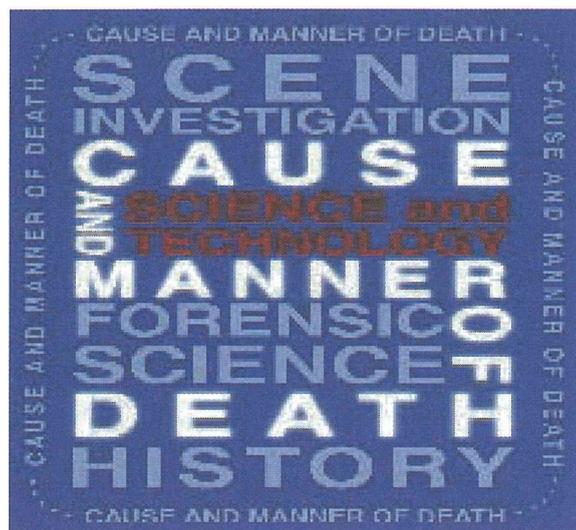
死亡調査員は、ドナー側/レシピエント側の両者の家族と地域の臓器/組織移植コーディネーター機関との交渉に関し、標準的な運用手順を持っている必要がある。死亡調査員は、死亡児の家族にこのサービスについての知識があるかどうかを確認し、要請や質問があれば剖検前に、その情報を法医/病理医に伝えなければならない。

剖検の拒否

死亡調査員は、剖検の施行に関して家族から何らかの異議があった場合は、異議の理由を含め、記録しなければならない。この情報を法医/病理医に剖検前報告書で伝え、法医/病理医に家族の希望を伝えるとともに、法医/病理医が州または地域の法律に抵触することのないように留意する。もちろん法医/病理医には、この情報は剖検前に伝えられなければならない。

家族情報	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 以前の同胞の死亡
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 以前に警察やソーシャルサービスの介入歴
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 組織や臓器の提供の申し出
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 剖検の拒否

図 8.4: SUIDI 報告書の家族情報についての記録部位



27 — 体表面診察の記録

はじめに

本ユニットを学ぶ目的は、現場検証開始時に死亡乳児の身体上に観察された損傷の存在を、法医/病理学者にしっかりと伝えることにある。訓練を受けたことがあるかどうかに関わらず、あらゆる蘇生行為によると思われる損傷も、法医/病理学者に報告すべき損傷に含まれる。

死亡前の蘇生の記録

救急隊、消防官、および警察官

蘇生術によって乳児に外表面および内蔵損傷を与えることがあるため、蘇生の際に試みられたすべての方法を、死亡調査員は記録し、法医/病理医に報告する。これらの蘇生術による人為的損傷および、乳児の身体に直接使用した医療機器の情報は、調査報告書に記録し、撮影しておく。蘇生を試みた者の機関名と担当者名、および人数も報告書に記録し、必要に応じてのちに情報が入手できるようにしておく。

親戚、隣人、“良きサマリア人”

死亡調査員は、専門職により行われた蘇生を記録する際と同様に、乳児の体表面上に認められる人為的な損傷を撮影し、蘇生の試みがなされたことを記録する。その他の記録としては、組成を試みた人物の氏名および連絡先、そしてその人物と乳児との関係を記載する。

外傷、毒物摂取、または中毒による死亡

外傷

死亡調査員は、乳児の身体に認められる外傷または損傷を記録し、法医/病理医に提出する剖検前報告書用に撮影を行う。SUIDI報告書の身体ダイアグラム書式はこれらの現場所見を記録し、報告するための優れたツールである。

毒物摂取または中毒

毒物摂取または中毒の結果、乳児が気道閉塞をきたした可能性がある場合は、原因となった可能性のある薬毒物を調査、収集、記録し、剖検前に法医/病理医に報告する。錠剤入りの薬品容器、洗浄剤容器（既に空の場合も含む）など毒物または毒薬を疑わせるものがある場合は、回収しておく。

The diagram shows a rectangular box representing a section of the SUIDI report form. On the left side of the box, there is a vertical label '図 8.5' (Figure 8.5). Inside the box, there are two rows of checkboxes. The first row has two empty checkboxes followed by the text '死亡前の蘇生治療' (Resuscitation before death). The second row has two empty checkboxes followed by the text '外傷による死亡、毒物・薬物中毒死' (Death due to trauma, poisoning, or drug poisoning).

図 8.5: SUIDI報告書の診察についての記録部位